

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成 26 改正法附則第 16 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 7 項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（令和元年 10 月 1 日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 28 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率および 58（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額ならびに附則 4（料金〔口座振替割引契約〕についての特別措置）、附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）および附則 8（消費税法の改正にともなう経過措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）、附則 8（消費税法の改正にともなう経過措置）および別表 2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
定 額 電 灯 需要家料金		
1 契約につき	71.50	6.50
電 灯 料 金		
10 ワットまでの 1 灯につき	95.70	8.70
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯 につき	144.10	13.10
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯 につき	240.90	21.90
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯 につき	337.70	30.70
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯 につき	530.20	48.20
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	265.10	24.10

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	248.60	22.60
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの1 機器につき	387.20	35.20
100 ボルトアンペアをこえる1 機器に つき 50 ボルトアンペアまでごとに	193.60	17.60
従量電灯 A		
最低料金		
1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	411.40	37.40
電力量料金		
11 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの1 キロワット時につき	20.37	1.85
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの1 キロワット時につき	26.99	2.45
300 キロワット時をこえる1 キロワッ ト時につき	30.50	2.77
従量電灯 B		
基本料金		
契約容量1 キロボルトアンペアにつき	374.00	34.00
電力量料金		
最初の 120 キロワット時までの1 キロ ワット時につき	16.97	1.54
120 キロワット時をこえ 300 キロワッ ト時までの1 キロワット時につき	22.50	2.05
300 キロワット時をこえる1 キロワッ ト時につき	25.42	2.31

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
臨時電灯 A	円 銭	円 銭
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7.70	0.70
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	15.40	1.40
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルト アンペアまでごとに	15.40	1.40
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	154.00	14.00
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キ ロボルトアンペアまでごとに	154.00	14.00
臨時電灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	575.30	52.30
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	33.55	3.05
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	412.50	37.50
電力量料金		
1 キロワット時につき	27.96	2.54

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	66.00	6.00
電 灯 料 金		
10 ワットまでの 1 灯につき	92.40	8.40
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯 につき	139.70	12.70
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯 につき	233.20	21.20
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯 につき	326.70	29.70
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯 につき	512.60	46.60
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワッ トまでごとに	256.30	23.30
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	239.80	21.80
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	374.00	34.00
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器に つき 50 ボルトアンペアまでごとに	187.00	17.00
公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 11 キロワット時 まで	381.70	34.70
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	19.78	1.80
公衆街路灯 C		
基本料金		
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	335.50	30.50
電力量料金		
1 キロワット時につき	17.06	1.55

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
低 圧 電 力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,116.50	101.50
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	15.80	1.44
その他季料金	14.36	1.31
臨 時 電 力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	163.90	14.90
農 事 用 電 力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	748.00	68.00
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	11.69	1.06
その他季料金	10.63	0.97

(2) 58 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
架空配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3,410.00	310.00
地中配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	27,280.00	2,480.00

(3) 附則4 (料金〔口座振替割引契約〕) についての特別措置に定める金額

区分および単位	金 額	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
1 契約につき	55.00	5.00

- (4) 附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
契約使用期間 最初の30日まで 契約電力		
0.5キロワット	3,848.90	349.90
1 キロワット	5,482.40	498.40
2 キロワット	8,705.40	791.40
3 キロワット	11,948.20	1086.20
3キロワットをこえ1キロワット を増すごとに	3,117.40	283.40
30日をこえる1日につき 契約電力		
0.5キロワット	29.70	2.70
1 キロワット	45.10	4.10
2 キロワット	97.90	8.90
3 キロワット	148.50	13.50
3キロワットをこえ1キロワット を増すごとに	53.90	4.90

区分および単位	基準単価	消費税等 相 当 額
	円 銭厘	円 銭厘
(燃料費調整の基準単価) 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.322	0.029
1 キロワット	0.644	0.059
2 キロワット	1.288	0.117
3 キロワット	1.932	0.176
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0.644	0.059

(5) 附則 8 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1)に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1契約につき	70.20	5.20
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	93.96	6.96
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	141.48	10.48
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	236.52	17.52
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	331.56	24.56
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	520.56	38.56
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	260.28	19.28
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	244.08	18.08
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	380.16	28.16
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	190.08	14.08
従量電灯 A		
最低料金		
1契約につき最初の11キロワット時まで	403.92	29.92
電力量料金		
11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20.00	1.48
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26.50	1.96
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29.95	2.22

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
従量電灯 B	円 銭	円 銭
基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	367.20	27.20
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	16.66	1.23
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22.09	1.64
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	24.96	1.85
臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7.56	0.56
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15.12	1.12
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15.12	1.12
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	151.20	11.20
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	151.20	11.20
臨時電灯 B		
最低料金		
1契約につき最初の11キロワット時まで	564.84	41.84
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	32.94	2.44

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	405.00	30.00
電力量料金		
1キロワット時につき	27.45	2.03
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1契約につき	64.80	4.80
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	90.72	6.72
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	137.16	10.16
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	228.96	16.96
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	320.76	23.76
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	503.28	37.28
100ワットをこえる1灯につき50ワッ トまでごとに	251.64	18.64
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	235.44	17.44
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	367.20	27.20
100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	183.60	13.60
公衆街路灯 B		
最低料金		
1契約につき最初の11キロワット時 まで	374.76	27.76
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	19.42	1.44

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
公衆街路灯C 基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	円 銭 329.40	円 銭 24.40
電力量料金 1キロワット時につき	16.75	1.24
低圧電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,096.20	81.20
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	15.51	1.15
その他季料金	14.09	1.04
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	160.92	11.92
農事用電力 基本料金 契約電力1キロワットにつき	734.40	54.40
電力量料金 1キロワット時につき		
夏季料金	11.48	0.85
その他季料金	10.43	0.77

(6) 附則8（消費税法の改正にともなう経過措置）(2)に定める金額

区分および単位	金 額	消費税等 相 当 額
1契約につき	円 銭 54.00	円 銭 4.00

(7) 附則 8 (消費税法の改正にともなう経過措置) (3)に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等 相 当 額
	円 銭	円 銭
契約使用期間		
最初の 30 日まで		
契約電力		
0.5 キロワット	3,778.92	279.92
1 キロワット	5,382.72	398.72
2 キロワット	8,547.12	633.12
3 キロワット	11,730.96	868.96
3キロワットをこえ1キロワット を増すごとに	3,060.72	226.72
30日を超える1日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	29.16	2.16
1 キロワット	44.28	3.28
2 キロワット	96.12	7.12
3 キロワット	145.80	10.80
3キロワットをこえ1キロワット を増すごとに	52.92	3.92

区分および単位	基準単価	消費税等 相 当 額
	円 銭厘	円 銭厘
(燃料費調整の基準単価)		
1日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	0.316	0.023
1 キロワット	0.632	0.047
2 キロワット	1.265	0.094
3 キロワット	1.896	0.140
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0.632	0.047

(8) 附則 8 (消費税法の改正にともなう経過措置) (4)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.746	0.055
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.494	0.111
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2.986	0.221
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4.480	0.332
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7.467	0.553
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	3.734	0.277
小 型 機 器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器に つき	2.230	0.165
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	4.460	0.330
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器 につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2.230	0.165
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの 場合	0.060	0.004
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.120	0.009
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.120	0.009
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.203	0.089
総容量が 1 キロボルトアンペアを こえ 3 キロボルトアンペアまでの 場合 1 キロボルトアンペアまでご とに	1.203	0.089
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.265	0.094

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆 街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 11 キロワッ ト時まで	2.115	0.157
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時に つき	0.192	0.014
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	0.192	0.014

(9) 別表 2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電 灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.760	0.069
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.521	0.138
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3.042	0.277
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4.563	0.415
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7.605	0.691
100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	3.803	0.346
小 型 機 器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器に つき	2.272	0.207
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルト アンペアまでの 1 機器につき	4.543	0.413
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器 につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2.272	0.207

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
(ロ) 臨時電灯 A 1 日につき 総容量が 50 ボルトアンペアまでの 場合 総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合 総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が 1 キロボルトアンペアを こえ 3 キロボルトアンペアまでの 場合 1 キロボルトアンペアまでご とに (ハ) 臨時電力 契約電力 1 キロワット 1 日につき	円 銭厘 0.062 0.122 0.122 1.225 1.225 1.288	円 銭厘 0.006 0.011 0.011 0.111 0.111 0.117
ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆 街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の 11 キロワッ ト時まで 電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時に つき (ロ) (イ) 以外の場合 1 キロワット時につき	2.154 0.196 0.196	0.196 0.018 0.018